雲仙市内事業所・製品紹介コーナーガイドライン

１．ガイドラインの目的

このガイドラインは、産業部商工労政課（以下「商工労政課」という。）が雲仙市庁舎管理規則（平成１７年雲仙市規則第６条）第７条第１項の規定に基づく許可を受けた上で実施する雲仙市内事業所・製品紹介コーナーの取扱いについて示すものとする。

２．実施目的

雲仙市内事業所・製品紹介コーナーは、市役所庁舎内に事業所の概要やその事業所で製造される商品等を展示することにより、市民に市内の事業所及び製品を紹介し、産業の振興及び雇用の増大を図ることを目的とする。

３．展示申込ができる者

次のいずれにも該当するもの

（１）市内に事業所を有し、かつ、1年以上その事業を営んでいること。

（２）市税を滞納していないこと。

４．展示できる物

次のいずれにも該当するもの

（１）市内の事業所で製造、生産又は販売をされている製品及び商品であること。

（２）事業所や製品のイメージアップにつながるものであること

（３）展示内容が実施目的に合致していること。

５．展示できない物

次のいずれかに該当するもの

（１）市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの

（２）法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

（３）公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（４）人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

（５）政治上の主義又は宗教上の活動に関するもの

（６）個人的な宣伝広告に関するもの

（７）社会問題等について主義主張をすることを主な目的とするもの

（８）公衆に不快の念又は危害を与えるもの又はそのおそれのあるもの

（９）美観風致を害するおそれのあるもの

（１０）青少年の保護及び健全育成並びに消費者保護の観点から適切でないもの

（１１）その他展示をすることが適当でないと商工労政課が認めるもの

６．募集期間

　　随時受付を行う。

７．申請手順

展示を希望する者は、雲仙市内事業所・製品コーナー展示申請書(様式第1号)を商工労政課に提出しなければならない。

商工労政課は、提出された申請書を元に、展示内容を審査し、展示の許可について判断を行う。

商工労政課は、展示の許可をしたときは、雲仙市内事業所・製品コーナー展示許可書(様式第2号)により申請者に通知する。

８．展示期間

展示の開始から３箇月以内を原則として、商工労政課が認める期間とする。

９．展示の条件

　　地震、火災、盗難などの事故等により展示物に損害が生じた場合であっても、市は、その賠償など一切の責任を負わない。

　　展示については事業者で設置・撤収すること。

１０．費用

展示に要する費用は、無料とする。

１１．その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、商工労政課が別に定める。